

# 小児慢性特定疾病医療費助成制度における

## 指定医の申請手続について

### 指定医について

---

- 医療費助成の申請に必要な診断書を作成できるのは、都道府県知事等（政令・中核市においては当該市長）の指定を受けた指定医に限ります。

- 指定医の指定を受けるためには、申請の手続が必要になります。

※ 都道府県知事等の指定を受けた医療機関（指定医療機関）であれば、指定医でなくても医療費助成の対象となる医療を行うことはできます。

### 指定医の要件

---

- 疾病の診断又は治療に5年以上従事した経験（臨床研修期間を含む）がある医師のうち、次の①又は②のいずれかに該当する者
  - ① 関係学会が認定する専門医の資格を有すること
  - ② 都道府県知事等が行う研修を修了していること

### 指定医の責務

---

- 小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）を作成すること
- 患者データ（医療意見書の内容）を登録管理システムに登録すること

### 指定医の申請手続等

---

#### 【申請手続】

- 指定医の申請は、勤務する医療機関（医療意見書を作成する可能性のある主たる勤務先）の所在地である小児慢性特定疾病医療費助成実施主体（奈良市内の場合は奈良市）へ行ってください。

※ 主たる勤務先の自治体にのみ申請が必要です。主たる勤務先の自治体（奈良市外）から指定を受けている医師であって、奈良市内の医療機関の医師として意見書を作成する場合は、新たに奈良市に申請を行う必要はありません。

※ 主たる勤務先が奈良市内の医療機関に変更となる場合、奈良市に新規申請が必要です。

- 次の書類を下記提出先に提出してください。（郵送可）

- ① 小児慢性特定疾病指定医指定申請書
- ② 経歴書
- ③ 医師免許証のコピー
- ④ 専門医の資格を証明する書類のコピー又は指定医の研修修了を証明する書類のコピー

申請書様式は奈良市のホームページに掲載しています。

（奈良市） <https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/98/8894.html>

※ 奈良県（奈良市外）への申請手続き等については下記よりご確認ください。

（奈良県（奈良市外）） <http://www.pref.nara.jp/37500.htm>

#### 【提出及び問合せ先】

（奈良市）

〒630-8122 奈良市三条本町13番1号

奈良市 健康医療部 保健所 保健予防課 医療給付係 電話：0742-93-8397

（奈良県（奈良市外））

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県医療政策部 健康推進課 母子・保健対策係 電話：0742-27-8661

#### 【留意事項】

- 指定後、奈良市から指定通知を送付します。
- 指定を行った指定医の氏名、主たる勤務先の医療機関の名称・所在地、担当する診療科名を、奈良市のホームページで公示します。
- 指定の有効期間は5年間です。有効期間後も引き続き指定を受けるためには、更新の手続きが必要です。